

「栃木県がん対策推進条例」について

(平成30年栃木県条例第4号)

栃木県保健福祉部健康増進課

栃木県がん対策推進条例の骨子(1)

- 目的 (第1条)
- 基本理念 (第2条)
- 責務
 - 1 県の責務 (第3条)
 - 2 県と市町村との協力 (第4条)
 - 3 県民の責務 (第5条)
 - 4 医療機関の責務 (第6条)
 - 5 医療保険者の責務 (第7条)
 - 6 事業者の責務 (第8条)
 - 7 保健、福祉、雇用、教育等に関する業務を行う関係機関等の責務(第9条)
- がん対策推進計画の策定 (第10条)
- 財政上の措置 (第11条)

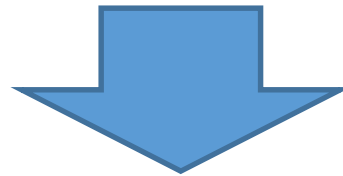
栃木県がん対策推進条例の骨子(2)

- **がん対策の推進に関する基本的施策**
 - 1 がんの予防の推進 (第12条)
 - 2 がんの早期発見の推進 (第13条)
 - 3 がん医療の充実 (第14条)
 - 4 緩和ケアの充実 (第15条)
 - 5 がん患者等に対する相談支援及び情報提供の充実 (第16条)
 - 6 がん患者の年齢その他の特性に応じたがん医療及び支援の充実 (第17条)
 - 7 がんに関する教育の推進 (第19条)
 - 8 がん登録等の推進 (第20条)
- **栃木県がん対策推進協議会 (第21条)**

1. 目的

がん対策の推進に関し、

- ・基本理念を定める
- ・県の責務等を明らかにする
- ・施策の基本となる事項を定める



がん患者及びその家族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す

2. 基本理念

がん対策は、以下の事項を基本理念として推進

- ① 居住する地域にかかわらず良質ながん医療を受けることができる
- ② がん患者の置かれている状況に応じ本人の意向を尊重して治療等が選択できる
- ③ がん患者等が状況に応じ必要な支援を受けることができる
- ④ がん患者等に関する県民の理解が深められ、がん患者等が円滑な社会生活を営むことができる
- ⑤ 関係機関の密接な連携のもとに実施される
- ⑥ 個人情報情報の保護に適正な配慮がなされる

3. 責務等(1)

◆ 県の責務

・がん対策の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施

◆ 県と市町村との協力

・県と市町村は、相互に連携を図りながらがん対策を推進

◆ 県民の責務

・がんに関する正しい知識を持ち、予防と検診受診に努め、がん患者等に関する理解を深める

3. 責務等(2)

◆医療機関の責務

- ・がん患者等の状況に応じ、他の医療機関と連携しつつ良質かつ適切ながん医療を提供する

◆医療保険者の責務

- ・がんの予防、早期発見に関する普及啓発に協力する

◆事業者の責務

- ・がん患者等に関する理解を深め、がん患者等が働きやすい職場環境を整備する

◆関係機関等の責務

- ・県及び市町が実施する施策に協力する

4. がん対策推進計画の策定

栃木県がん対策推進計画(3期計画)

《計画期間 平成30(2018)年度～平成35(2023)年度》

5. がん対策の推進に関する基本的施策

- がんの予防の推進
- がんの早期発見の推進
- がん医療の充実
- 緩和ケアの充実
- がん患者等に対する相談支援及び情報提供の充実
- がん患者の年齢その他の特性に応じたがん医療及び支援の充実
- がんに関する教育の推進
- がん登録等の推進

→ 具体的取組は、栃木県がん対策推進計画(3期計画)に記載

6. 栃木県がん対策推進協議会

知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する事項を調査審議